

令和6年10月29日
(2024年)

市内居宅介護支援事業所 }
市内介護保険施設 } 委託調査員 各位
西宮市高齢者あんしん窓口 }

西宮市役所 高齢介護課

介護認定更新手続きに係る

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書の早期提出について(お願い)

平素より、本市要介護（要支援）認定業務にご協力いただき、御礼申し上げます。

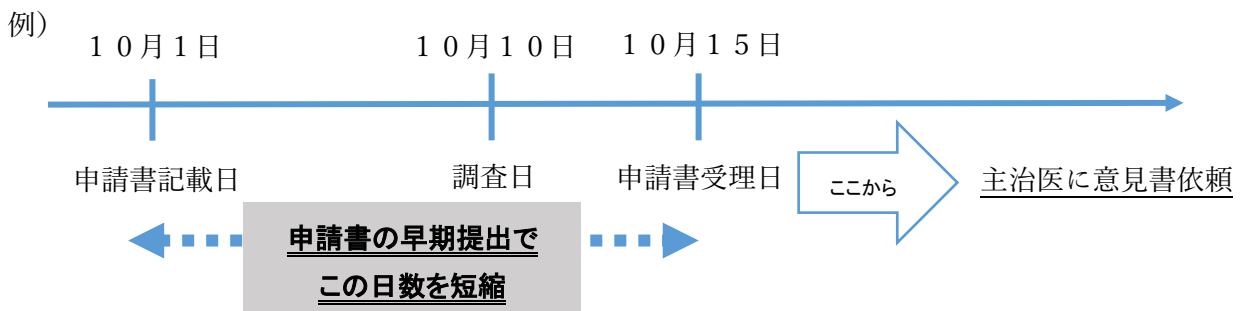
さて、本市では要介護認定について、申請から30日以内に結果を通知することを目標としているところですが、現在これを超過する事例が発生することもあり、早期認定に向けてより一層の取り組みを進めていきたいと考えております。

つきましては、当該取り組みの一環として、要介護認定の代行申請と調査を実施して頂く皆様におかれましては、**調査票完成の時期に関わらず**、申請書のご作成後は、**速やかに高齢介護課へご提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。**

※申請書を先にご提出いただく際は、
左記の欄へ記入をお願いします。

- ・調査実施済み：実施した日付を記入
- ・調査日が未定：未定に○

代行申請と代行調査を行う場合に、認定が遅くなるパターンとは？



申請書受理後に、主治医へ意見書の作成を依頼する為、調査を早く実施いただいた場合でも申請書の提出が遅くなると認定結果も遅くなってしまいます。

(お問い合わせ) 西宮市役所本庁舎3階 高齢介護課
認定相談チーム 更新担当 電話：0798-35-3133